

2008年9月11日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用  
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略につ  
いて（答申）

2008年8月28日付けで諮問（第348号）された固定資産の評価及び価格  
の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させること  
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

藤沢市公園みどり課では、平成12年度3月に策定された「藤沢市緑の基本計画」の見直しを今年度の施策として、実施している。「緑の基本計画」とは、正式には都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のた

めの施策等を内容として策定することができ、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。

計画策定にあたっては、それまでの藤沢市の緑に関する都市計画行政や緑化推進政策をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」で示された本市の将来像「湘南の海に開かれた生涯都市藤沢～歴史と文化と自然のネットワークするまち」の実現をめざし、緑地の保全と緑化の推進について新たな目標を定めている。

「藤沢市緑の基本計画」は、策定後概ね8年が経過し、社会情勢の変化により計画との相違が生じており修正が必要なことや、平成16年に根拠法令である都市緑地保全法が都市緑地法に改正され、内容にも変更、追加がされた。これらに加え、市民との協働などの新たな施策展開、市民ニーズの変化、地球温暖化対策など、新たに注目を浴び始めた課題や問題に対応するため、見直しを実施するものである。見直しにあたり、基礎資料として藤沢市内の緑の現状を的確に把握することは、計画の見直しを行う上で特に重要であり、藤沢市の緑の位置及び全体量を把握するためには、航空写真を利用するのが最も効果的である。そこで、資産税課が管理している、現状との差異が小さく、精度の高い航空写真の利活用の要望があったものである。なお、現在から目標年次に至る間及び計画の最終目標年次である平成32年に見直しを行う際も、社会情勢等の変化、事業の進捗状況が予想されるため、同様に航空写真の利活用の要望があった。

以上のとおり、資産税課で管理する当該航空写真の利用を認めるに際し、条例第12条第4項及び第5項の目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について諮問するものである。

(2) 個人情報を利用させることについて

ア 目的外利用させる課

公園みどり課

イ 目的外利用させる個人情報の範囲

航空写真

ウ 目的外利用させる必要性

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、情報資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を利用させるものである。また、「藤沢市緑の基本計画」の最終目標年次である平成32年度及び現在から目標年次に至る間に社会情勢の変化・事業の進捗状況により見直しを行

う際も同様の理由から航空写真を利用させるものである。

(3) 引渡しの方法について

引渡し方法 電子媒体：容量に応じてDVD-ROM

(4) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、通知すべき相手が多数であり、目的外のために利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、本人への通知は省略するが、市民へは公園みどり課において「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じての周知を図る。

(5) 安全対策

情報管理における安全対策については、次により個人情報の保護に努めさせる。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努めること。

イ その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。

ウ 引き渡した目的外に利用しないこと。

エ 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう管理を行うこと。

オ 公園みどり課が専門業者に委託することにより行われる本事務の実施にあたっては、条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第13条を遵守し、契約書等に個人情報データ等の取扱に関する具体的な規定を盛り込む等必要な措置を講じること。

カ 記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却すること。

(6) 実施時期

平成20年9月25日（広報ふじさわ掲載日以降とする。）

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、情報資産の有効活用と経費

削減のため資産税課の作成する航空写真を利用させるものである。また、「藤沢市緑の基本計画」の最終目標年次である平成32年度及び現在から目標年次に至る間に社会情勢の変化・事業の進捗状況により見直しを行う際も同様に航空写真を利用させるものである。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、通知すべき相手が多数であり、目的外のために利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、市民へは公園みどり課において「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じての周知を図ることとしている。

以 上